

監 第 1416 号
令和 3 年 7 月 21 日

一般社団法人新潟電設業協会会長 様

新潟県土木部長



建設工事入札参加資格審査申請における主觀点の拡充について（通知）

日頃、本県の建設行政に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

県では、令和 4・5 年度建設工事入札参加資格審査申請から、別紙のとおり主觀点を拡充することとしましたのでお知らせします。

なお、申請要領や受付期間は、決まり次第、ホームページ等により公表します。

担当：土木部監理課建設業室
電話：025-280-5386



建設工事入札参加資格申請における主観点の拡充について（概要は別添のとおり）

1 マイナンバーカードの取得又は交付申請の状況に関する主観点の新設

（1）概要

今年（定期申請年の前年）9月30日現在において、従業者（雇用期間に定めのない常勤職員（法人の場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。）に限る。）のうち、マイナンバーカードを取得又は交付申請済みの者の割合が70%以上（小数点以下切捨て）の場合、社会貢献活動として評点（5点）を加点します。

（2）提出書類

「マイナンバーカードの取得又は交付申請の状況に関する誓約書」（別添のとおり）

2 協力雇用主の登録状況に関する主観点の新設

（1）概要

今年（定期申請年の前年）9月30日現在において、協力雇用主（※）として新潟保護観察所に登録している場合、社会貢献活動として評点（5点）を加点します。

※ 犯罪や非行を起こした刑務所出所者等の自立及び社会復帰のため、それらの人を雇用し、更生に協力する事業主

（2）提出書類

新潟保護観察所が発行する「協力雇用主としての登録に関する証明書」

証明書の発行にあたっては、下記の新潟保護観察所のホームページから申請書をダウンロードし、新潟保護観察所に提出してください。

新潟保護観察所ホームページ

http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_k_niigata_niigata.html

※証明書発行に関するお問い合わせ先

新潟保護観察所

住所：〒951-8104 新潟市中央区西大畠町 5191 新潟地方法務総合庁舎

電話：025-222-1531

令和4・5年度建設工事参加資格審査における主観点の拡充について

- 1 参加資格の評価項目中、「社会貢献活動等」について加点項目を拡充
- 2 協力雇用主の登録状況に対する評価を新設

社会貢献活動等の上限30点
の選択メニューを拡充



【総合評点(客観点+主觀点)の算定方法】

- 客観点(経営規模、経営状況、技術力など)

→ -18点～2,158点

主観点(以下項目により)
0～270点

→ 0～150点

- ①工事施工成績

- ②優良工事表彰

- ③新分野への進出状況

- ④社会貢献活動の状況

- ⑤若年者の雇用状況

- ⑥Made in 新潟新技術登録・活用 → 各10点×2

現行

【総合評点(客観点+主觀点)で選択可能な項目】

- 「④社会貢献活動の状況」で選択可能な項目
- ア 障害者の雇用状況 → 10点
 - イ 男女共同参画の推進状況 → 計20点
 - ・ハッピー・パートナー企業登録+女性技術者1名以上雇用 → 5点
 - ・ハッピー・パートナー企業登録+一般事業主行動計画(次世代法)策定 → 5点
 - ・ハッピー・パートナー企業登録+一般事業主行動計画(女性活躍法)策定 → 5点
 - ・ハッピー・パートナー企業登録+子育て・妊娠・出産関連有給休暇制度整備 → 5点
 - ウ 消防団協力事業所の認定状況 → 10点
 - エ 就業体験又は職場実習に関する機会の提供の状況 → 10点
 - オ 健康づくりの取組の推進状況 → 5点

※社会貢献活動等の状況における
上限は30点のまま変わりません。

【総合評点(客観点+主觀点)で選択可能な項目】

- 「④社会貢献活動等の状況」で選択可能な項目
- ア 障害者の雇用状況 → 10点
 - イ 男女共同参画の推進状況 → 計20点
 - ・ハッピー・パートナー企業登録+女性技術者1名以上雇用 → 5点
 - ・ハッピー・パートナー企業登録+一般事業主行動計画(次世代法)策定 → 5点
 - ・ハッピー・パートナー企業登録+一般事業主行動計画(女性活躍法)策定 → 5点
 - ・ハッピー・パートナー企業登録+子育て・妊娠・出産関連有給休暇制度整備 → 5点
 - ウ 消防団協力事業所の認定状況 → 10点
 - エ 就業体験又は職場実習に関する機会の提供の状況 → 10点
 - オ 健康づくりの取組の推進状況 → 5点

※社会貢献活動等の状況における
上限は30点のまま変わりません。

マイナンバーカードの取得又は交付申請の状況に関する
誓約書」で確認します。

マイナンバーカードの取得又は交付申請の状況 → 5点

協力雇用主の登録状況 → 5点

あらかじめ新潟保護觀察所が発行する「協力雇用主
としての登録に関する証明書」で確認します。

マイナンバーカードの取得又は交付申請の状況に関する誓約書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

私は、次の事項について誓約いたします。

また、誓約した内容が事実と異なることが判明した場合には、入札参加資格の取消し等、県の行う一切の措置について異議申立てを行いません。

令和3年9月30日現在において、従業者（雇用期間に定めのない常勤職員（法人の場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。）に限る。）のうちマイナンバーカードを取得又は交付申請した者の割合が70%以上（小数点以下切捨て）であること。

マイナンバーカードを
取得又は交付申請した
者の合計人数

人

従業者数

人 - %

（小数点以下切捨て）

マイナンバーカードの取得又は交付申請の状況に関する誓約書

令和3年9月30日現在において、従業者のうちマイナンバーカードを取得又は交付申請した者の割合が70%以上（小数点以下切捨て）である場合のみ提出可能です。

新潟県知事 様

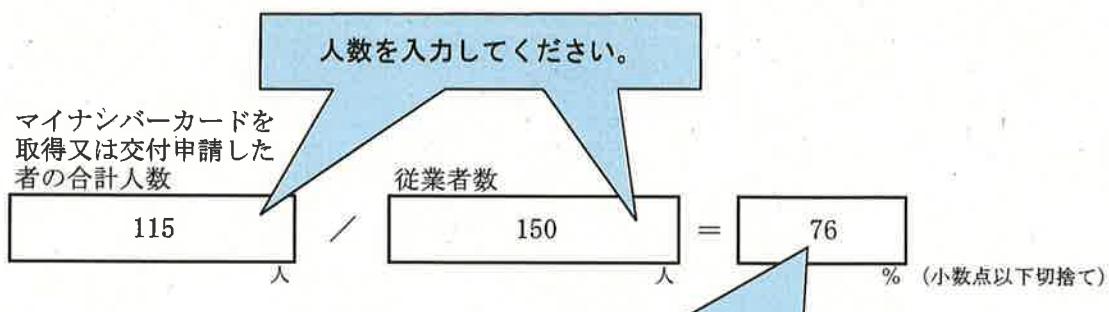
○ 日

住 所 新潟市〇〇区〇〇
商号又は名称 〇〇株式会社
代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

私は、次の事項について誓約いたします。

また、誓約した内容が事実と異なることが判明した場合には、入札参加資格の取消し等、県の行う一切の措置について異議申立てを行いません。

令和3年9月30日現在において、従業者（雇用期間に定めのない常勤職員（法人の場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。）に限る。）のうちマイナンバーカードを取得又は交付申請した者の割合が70%以上（小数点以下切捨て）であること。



左欄に人数を入力すると自動計算されます。
計算結果が70%未満の場合は加点対象とならず、
提出不可です。